

法テラスの相談事業について

1 民事法律扶助相談

経済的に余裕がない方（下記の基準を下回る方）が法的トラブルにあった時に、無料で法律相談を行う。

家族人数	手取り月収	預貯金等資産
単身者	182,000 円以下	180 万円以下
2 人家族	251,000 円以下	250 万円以下
3 人家族	272,000 円以下	270 万円以下
4 人家族	299,000 円以下	300 万円以下

※法律相談だけでなく、離婚調停や自己破産などで弁護士あるいは司法書士に依頼するとなった場合に、弁護士・司法書士費用を立て替える制度もあります。

2 DV 等被害者に関する法律相談（相談フロー図添付）

DV、ストーカー、児童虐待を受けている疑いのある方（現に受けている方を含む）に対し、収入資産の多寡に関わらず、弁護士による速やかな法律相談を実施する制度。

被害の防止に必要な相談であれば、刑事・民事の別を問わない。

（民事法律扶助相談は民事に関する相談しか受けられない）

法律相談自体は収入資産の多寡に関わらず受けられるが、一定の基準を超える資産をお持ちの方には、後日、相談料 5,500 円（税込）をご負担いただく。

《資産基準》

法律相談実施時に有する処分可能な現金・預貯金の合計額が 300 万円以下であること。ただし、法律相談実施日から 1 年以内に支出することになると認められる費用の額（治療費など）は、現金・預貯金の合計額から控除する。